

江別市生涯活躍のまち構想有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成28年6月10日

江別市長 三 好 昇

## 江別市生涯活躍のまち構想有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市における生涯活躍のまち構想の推進に当たり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、江別市生涯活躍のまち構想有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 江別市生涯活躍のまち構想の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、江別市生涯活躍のまち構想に関すること。

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

### (座長)

第5条 有識者会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、有識者会議の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画政策部において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。